料金改定案

料金改定（第1回目 令和7年10月）

- 家事用の基本料金に144円増額する。（8㎥×18円＝144円）
- 営業用及び団体用の基本料金に180円増額する。（10㎥×18円＝180円）
- 臨時用（臨時給水栓）の基本料金に90円増額する。（5㎥×18円＝90円）
- 各階層の1㎥当たり増加額を定額とすることで、全階層へ公平な負担とする。
  （1㎥当たり増額＝18円/㎥）

体系表

種別	用途		給水量（㎥/月）①	税抜 現行（税抜：円）②	税抜 改定案（税抜：円）③	税抜 増加額（税抜：円）③-②	階層別水量 中間値 ④	税込 現行使用料（税込：円）⑤	税込 改定後使用料（税込：円）⑥	税込 増加額（税込：円）⑥-⑤
専用給水装置	家事用	基本	0 ～ 8（1㎥換算）	1,286（160）	1,430（178）	144（18）	8㎥以下	1,414	1,573	159
		超過1㎥につき	9 ～ 15	190	208	18	12 ㎥	2,250	2,488	238
			16 ～ 30	200	218	18	23 ㎥	4,637	5,093	456
			31 ～ 50	214	232	18	40 ㎥	8,531	9,323	792
			51 以上	223	241	18	51 ㎥	11,130	12,140	1,010
	営業用	基本	0 ～ 10（1㎥換算）	2,096（209）	2,276（227）	180（18）	10㎥以下	2,305	2,503	198
		超過1㎥につき	11 ～ 50	242	260	18	30 ㎥	7,629	8,223	594
			51 ～ 100	257	275	18	75 ㎥	20,021	21,506	1,485
			101 ～ 200	266	284	18	150 ㎥	41,718	44,688	2,970
			201 以上	276	294	18	201 ㎥	56,652	60,632	3,980
	団体用	基本	0 ～ 10（1㎥換算）	2,000（200）	2,180（218）	180（18）	10㎥以下	2,200	2,398	198
		超過1㎥につき	11 ～ 50	238	256	18	30 ㎥	7,436	8,030	594
			51 ～ 100	252	270	18	75 ㎥	19,602	21,087	1,485
			101 ～ 200	261	279	18	150 ㎥	40,887	43,857	2,970
			201 以上	266	284	18	201 ㎥	55,534	59,514	3,980
消火栓	演習用		1基1回5分ごとに	500	500	0				
臨時給水栓	臨時用	基本	0 ～ 5（1㎥換算）	2,858（571）	2,948（589）	90（18）	5㎥以下	3,143	3,242	99
		超過1㎥につき	6 以上	380	398	18	6 ㎥	3,561	3,680	119
共同用給水装置	共同用		全戸数が家事用の場合は、使用水量を各戸が平均に使用したとみなし、家事用で算定する。ただし、雑居ビル等は家事用で除し、1戸平均が25㎥以下の水量を使用した場合は家事用で、25㎥を超える水量を使用した場合は営業用で徴収する。なお、空き屋が生じても戸数とみなす。							
	共同用差額水道料金	基本料金	1 ㎥以下	286	304	18	1㎥以下	314	334	20
		超過料金1㎥につき	子メーターで料金徴収、親メーターで差額徴収を行うもの 2㎥以上	190	208	18	2 ㎥	523	563	40

※共同用差額水道料金とは、共同住宅等の親メーター水量と子メーター水量との差額水量のこと。

料金改定（第2回目　令和8年10月）

- 家事用の基本料金に120円増額する。（8㎥×15円＝120円）
- 営業用及び団体用の基本料金に150円増額する。（10㎥×15円＝150円）
- 臨時用（臨時給水栓）の基本料金に75円増額する。（5㎥×15円＝75円）
- 各階層の1㎥当たり増加額を定額とすることで、全階層へ公平な負担とする。
  （1㎥当たり増額＝15円/㎥）

体系表

種別	用途		給水量（㎥/月）①	税抜 現行（税抜：円）②	税抜 改定案（税抜：円）③	税抜 増加額（税抜：円）③-②	階層別水量 中間値 ④	税込 現行使用料（税込：円）⑤	税込 改定後使用料（税込：円）⑥	税込 増加額（税込：円）⑥-⑤	現行比較（税込：円）
専用給水装置	家事用	基本	0 ～ 8（1㎥換算）	1,430（178）	1,550（193）	120（15）	8㎥以下	1,573	1,705	132	291
		超過1㎥につき	9 ～ 15	208	223	15	12 ㎥	2,488	2,686	198	436
			16 ～ 30	218	233	15	23 ㎥	5,093	5,472	379	835
			31 ～ 50	232	247	15	40 ㎥	9,323	9,983	660	1,452
			51 以上	241	256	15	51 ㎥	12,140	12,982	842	1,852
	営業用	基本	0 ～ 10（1㎥換算）	2,276（227）	2,426（242）	150（15）	10㎥以下	2,503	2,668	165	363
		超過1㎥につき	11 ～ 50	260	275	15	30 ㎥	8,223	8,718	495	1,089
			51 ～ 100	275	290	15	75 ㎥	21,506	22,743	1,237	2,722
			101 ～ 200	284	299	15	150 ㎥	44,688	47,163	2,475	5,445
			201 以上	294	309	15	201 ㎥	60,632	63,948	3,316	7,296
	団体用	基本	0 ～ 10（1㎥換算）	2,180（218）	2,330（233）	150（15）	10㎥以下	2,398	2,563	165	363
		超過1㎥につき	11 ～ 50	256	271	15	30 ㎥	8,030	8,525	495	1,089
			51 ～ 100	270	285	15	75 ㎥	21,087	22,324	1,237	2,722
			101 ～ 200	279	294	15	150 ㎥	43,857	46,332	2,475	5,445
			201 以上	284	299	15	201 ㎥	59,514	62,830	3,316	7,296
消火栓	演習用		1基1回5分ごとに	500	500	0					
臨時給水栓	臨時用	基本	0 ～ 5（1㎥換算）	2,948（589）	3,023（604）	75（15）	5㎥以下	3,242	3,325	83	182
		超過1㎥につき	6 以上	398	413	15	6 ㎥	3,680	3,779	99	218
共同用給水装置	共同用		全戸数が家事用の場合は、使用水量を各戸が平均に使用したとみなし、家事用で算定する。ただし、雑居ビル等は家事用で除し、1戸平均が25㎥以下の水量を使用した場合は家事用で、25㎥を超える水量を使用した場合は営業用で徴収する。なお、空き屋が生じても戸数とみなす。								
	共同用差額水道料金	基本料金	1 ㎥以下	304	319	15	1㎥以下	334	350	16	36
		超過料金1㎥につき	子メーターで料金徴収、親メーターで差額徴収を行うもの 2㎥以上	208	223	15	2 ㎥	563	596	33	73

※共同用差額水道料金とは、共同住宅等の親メーター水量と子メーター水量との差額水量のこと。